

上並木公園内防犯カメラ・緊急通報装置付防犯灯運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯カメラ・緊急通報装置付防犯灯（以下「防犯灯」とする。）について、その適正な管理及び事故又は犯罪発生時の緊急時の対応に関する運用について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 通報装置

通報操作部（通報ボタン、マイク及びスピーカー）、防犯カメラ、警報装置付赤色灯、照明設備及びポールで構成される装置をいう。

通報者が通報ボタンを押下することにより「こちらは、上並木公園の緊急通報装置からの発信です。」との呼出メッセージが流れ、川崎警察署の代表電話番号へ通報がなされる。

(2) 映像録画装置

映像記録部が収集した映像をSDカード（カメラ内臓型）に記録する装置をいう。

(3) 映像表示装置

前号により記録された映像を表示するためのノート型パソコンをいう。

(情報漏えいの禁止)

第3条 関係職員等は、防犯カメラの映像及び映像録画データから知り得た情報に関して、肖像権及び個人情報等の人権に十分配慮するものとし、

これを利用する際は、利用目的の正当性及び客観的かつ具体的な必要性を個別に検討することとし、内容をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(責任者等の指定)

第4条 それぞれの装置に関して、次の各号のとおり責任者等を定め管理及び運営にあたるものとする。

(1) 設置者

防犯灯に関する各装置の設置者は、川崎市とする。

(2) 管理責任者及び取扱者

各装置の維持管理及び適正な運用並びに映像録画データの利用・保管に関する業務を行うものとして、川崎市健康福祉局に管理責任者を置き、地域福祉課長をもって充てるものとする。また、これを補助する者として取扱者を置き、所属職員のうちから管理責任者が選任する者を充てる。

(設置場所等)

第5条 防犯灯に関する各装置は、次の箇所に設置する。

(1) 通報装置及び映像録画装置

管理責任者は、カメラ撮影対象区域の見やすいところに防犯カメラが設置・作動中である旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。

設置する施設等の名称	位置
上並木公園内	川崎市川崎区日進町 8-14

(2) 映像表示装置

映像表示装置は、施錠できる事務室内に設置するとともに、設置場

所の職員は、異常が見つかった場合には、直ちに設置者へ報告しなければならない。

設置する施設等の名称	位 置
川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課事務室	川崎市川崎区宮本町1番地

(装置の作動時間)

第6条 通報装置・映像録画装置の作動時間は、終日とする。

(映像録画データの目的外の利用及び外部への提供の制限)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像録画データ及び映像録画データに係る情報をその収集の目的を超えて利用し、及び外部に提供してはならない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 通報装置により川崎警察署の代表電話番号へ通報がなされた場合において、捜査機関から捜査の目的で公文書による照会を受けたとき。ただし、緊急時にあつては、あらかじめ定めた緊急連絡先への口頭照会で足りるものとする。

(記録媒体への録画映像データの複製)

第8条 前条により録画映像データの提供を受けた者がデータの複製を必要とする場合には、管理責任者は、使用目的の正当性、客観的かつ具体的な必要性、使用方法の相当性等を基準に判断した上で、データを複製し提供するものとする。この場合、管理責任者は、データの複製に関する帳簿を作成し、使用日時、目的、使用者及び廃棄日時等を記録し適正に管理するものとする。

(録画映像データの保存及び消去)

第9条 データの保存期間は原則として2日間とする。また、当該期間を経過したものについては、復元されることのないよう上書処理により消去するものとする。なお、複製データの保存期間にあつては、事件・事故等の捜査終了等、保管の必要がなくなつたと認められるときまでとし、その廃棄は、破砕、裁断等の方法により行うものとする。

(故障等の対応)

第10条 管理責任者は、防犯灯の各装置に故障、損壊等の異常を認めるときは、直ちに通報装置に故障中である旨を表示し、修理をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。